

## 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について

### 1 策定の趣旨

障害者総合支援法及び児童福祉法において、市町村は、（国の）基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。

この規定に基づき、本市において今後必要となる障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、令和2年度までを計画期間とする現行計画を引き継ぎ、令和3年度から令和5年度まで3年間の成果目標 ※1、障害福祉サービス等の必要見込量（活動指標）※2 及び その確保策 ※3などを定める、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定しようとするものです。

※1 成果目標 …… 取組の結果として目指すべき到達点。また、目標に到達したかをはかる数値。

※2 必要見込量（活動指標） …… 成果目標を達成するために必要なサービスの提供量。  
また、それらを提供できたかをはかる数値。

※3 必要見込量の確保策 …… （量・質ともに）必要なサービスを提供するための方策。

### 2 策定に当たっての視点

国や府の指針に加え、現行計画からの引継ぎ項目、審議会等での意見聴取結果、吹田市障がい者計画（※）、その他本市の関連計画の内容も踏まえ、以下の（1）～（3）の視点から検討し、計画を策定します。

※ 今回策定する計画の上位計画。障がい児者施策の基本理念や方向性を示したもの。

- （1）国や府の指針において示される成果目標を、吹田市としてどのように達成するか。
- （2）国や府の指針に基づいて算出したサービスの必要見込量を、吹田市としてどのように確保するか。
- （3）吹田市の特性や実態を踏まえ、国や府の指針に示されたもの以外で、市独自の目標とするものはないか。また、その目標をどのように達成するか。

### 3 策定のスケジュール

6月中旬～下旬	計画策定に係る当事者アンケート調査
8月18日	第1回障がい者施策推進専門分科会（諮問）
9月中旬～10月中旬	当事者団体及び事業者からの意見聴取会
	<u>⇒ 10月現在、意見聴取会を実施しつつ、第2回分科会での素案提示に向けて作業中</u>
11月11日	第2回障がい者施策推進専門分科会（素案検討）
12月16日	第3回障がい者施策推進専門分科会（答申）
12月中旬～1月中旬	パブリックコメント
2月中旬	策定